

### 第3回 納税環境整備小委員会 議事要旨

日時：平成22年3月25日（木）17時15分～

場所：財務省内 国際会議室（4F）

出席委員：三木座長、関口委員、辻山委員、中里委員、  
上西特別委員、占部特別委員、小幡特別委員、志賀特別委員  
（税制調査会委員の峰崎財務副大臣（納税環境整備 PT 座長）、階総務政務官及び  
専門家委員会の神野委員長が出席）

議題：ヒアリング②（日本弁護士連合会、日本労働組合総連合会）

議事内容：

○(1)日本弁護士連合会（青木康國 日弁連・税制委員会・国税通則法改正 PT 座長、山本英幸 同 PT 副座長）、及び(2)日本労働組合総連合会（小島 茂 総合政策局長、川島千裕 経済政策局長、仁平 章 経済政策局次長）から、提出された資料に沿ってそれぞれ説明があり、その後、それぞれ質疑が行われた。

○委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

#### (1)日弁連関係

- ・ 現在、手続に関する法律として国税通則法があるが、権利保護に関する法律を別途設けるべきとする趣旨は何か。また、地方税における手続についてはどのように考えるか。
- ・ 納税者の権利を重視して納税者権利憲章を制定するに当たっては、「納税者の権利」だけではなく、「納税者の義務」についても規定すべきではないか。憲法が規定するのは「納税の義務」であり、この「納税の義務」を履行する過程で問題となる「納税者の権利・義務」のうち、「納税者の権利」を納税者憲章に規定するのであれば、併せて、諸外国のように、「納税者の義務」についても記載する必要があるのではないか。
- ・ 税務調査の手続規定の整備については、調査官が出張先を訪問するところから考えているようだが、実際の税務調査は机上調査からはじまり広範囲なものを意味するところ、ここでいう「税務調査」の射程距離は何を想定しているか。
- ・ 調査理由の開示・調査対象物件の通知については、調査着手後に広がっていくものであり、先に限定してしまうと却って課税の公平性の見地から問題が生じないか。納税者はある程度予知できることからすれば、これを行わなくてはならないとする具体的な問題があるか。
- ・ 更正の請求の期間について、減額更正の期間と一致させる場合、課税庁の増額更正期間（現行、原則3年）についてはどうするか。
- ・ 理由付記については、納税者の権利という基本的な考えからは理解できるが、不利益処分は30万件超と件数が多い。理由付記の程度問題はあるにせよ、運用上、全ての不利益処分に理由付記を義務づけることが可能なものか懸念するが、如何か。
- ・ 不服申立前置を廃止した場合に、どの程度の納税者が直接訴訟を求めると考えるか。また、現在の不服申立期間（2か月）についても延ばす必要があると考えるか。
- ・ 総額主義を改めて争点主義とし、争訟段階で処分理由の後出しを認めないとのことだが、争点主義に立って「処分理由の後出しは認めない」といったときに、後出しを認

めない処分理由の範囲はどの程度とすべきと考えているか。

- ・ 和解については、これを導入すると却って公平性の点で問題は生じないか。
- ・ 和解を導入すべきとのことだが、総額主義に立った上で和解というならある程度整合性があるが、争点主義に立った上で和解を行うということの理論的な整合性についてどのように考えるか。争点主義に立った場合に、非和解事項については再調査をされる可能性もあるが、この点、どのように考えているか。また、修正申告の勧奨（行政指導）など和解類似のことが現実的に行われているが、行政指導と和解との関係をどのように整理されているのか。
- ・ 納税者の権利を重視する視点は非常に大切だが、争いになった段階での納税者の権利の拡大について議論する際には、その前提として、その他多くの善良な納税者の立場を踏まえて、課税の公平性の確保や、行政の効率性についても議論すべきではないか。
- ・ 納税者の義務の点に関しては、どう考えるか。納税者の権利保護に関しては、統一的な取り扱いを想定しているようだが、納税者の義務については、統一的な取り扱いは想定しないのか。たとえば、白色申告と青色申告について、記帳義務等が異なっているが、原則統一的にする方向か。その場合、どちらにあわせると考えているのか。

## (2)連合関係

- ・ 納税者の視点を重視して納税者権利憲章を制定する場合に、納税者の義務や、調査の適正化についてはどのように考えているか。
- ・ サラリーマンの立場を踏まえ、サラリーマンにも申告納税の権利を付与すべきとあるが、その趣旨や背景は何か。また、仮にこの制度を導入したとして、どの程度の者が申告納税を利用すると考えるか。申告納税選択制といった場合、給与源泉徴収制度も選択制とすべきとしているのか。
- ・ サラリーマンの申告納税選択制の前提として、実額控除との関連についてはどのように考えているか。現行制度を前提としつつ、サラリーマンも「申告できる」という制度を入れることに意義を見出すのか、それとも実額控除できる範囲の拡大も視野に入れているのか。
- ・ 更正の請求について、納税者と課税庁の更正期間を合わせるべきとあるが、納税者にはまず申告を行うことが求められていることを考慮すると、納税者が必ずしも課税庁と同じ期間だけ訂正を求めることができる必要はないのではないか。
- ・ 記帳及び総収入申告義務の強化に関連して、現在の青色申告と白色申告の制度についてどう考えるか。所得税の青色申告者が横ばいで増えない中、記帳義務についてどのように考えているか。
- ・ 証拠書類の閲覧・謄写については、納税者が閲覧・謄写できる範囲と、課税庁が閲覧・謄写できる範囲とを合わせるべきということか。
- ・ 番号制度の対象とする範囲について、どのように考えているか。適正な社会保障給付や、給付付き税額控除とセットで議論するならば、共通番号の対象となる範囲は広くならざるを得ないと思われるが、「共通番号の対象とする範囲を絞り込」むとはどのような意味か。

○次回は、4月1日（木）17時15分より、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本商工会連合会からヒアリングを実施することとされた。

以上